

第8期事業計画

当法人は、設立の趣旨である「高齢者、障がい者等が安心してその人らしい自立した生活を送れるように、成年後見制度を利用して権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されること」及びコンプライアンス（法令遵守）の一層の推進を図り、本部役員から支部会員まで一丸となってそれぞれの職務を遂行していく。そのためには、本部においては効率的・効果的な法人運営を目指し、支部においては会員自らの不断の研鑽とそれぞれの地域に合わせた会員各々の地域活動が日々必要となる。

この方針を具体化するため、次のことを指針として事業を進める。

- 1 行政書士の社会貢献としての成年後見制度利用支援活動の意義を、一般社会及び行政書士に広く伝えて、当法人の認知度の向上と会員の増加を目指し積極的に活動する。
- 2 成年後見人等を受任する能力を備え、かつ倫理感の高い人材の育成を最重点課題として、研修の一層の充実と会員の資質の向上を図る。
- 3 会員の受任事件を管理・監督することで、問題点や課題を早期に発見し、被後見人等への権利侵害などを未然に防止する活動を行う。また、業務管理の支部移行を推進する。
- 4 各支部及び各会員においては、それぞれの地域に根ざした活動によって、成年後見制度の普及・推進を図るという当法人の活動方針を実践するため、日々の活動の充実及び強化を推進する。
- 5 本部においては、最高裁判所事務総局家庭局をはじめとする関係諸官庁及び関連団体等との連絡・調整、情報交換を行うチャンネルを太くして関係の強化を図る。支部においては、支部管轄の家庭裁判所、市町村、地域包括支援センター及び社会福祉協議会並びに福祉関連団体などとの連携を深め、成年後見制度の普及・推進の地域ネットワーク活動に参画していく。

[総務・財務委員会]

1. 総務関連事項

- (1) 各支部からの要望、意見等の集約に努め、支部・本部間の意思疎通を円滑に進める。
- (2) 定款、規則、規程、届出様式及びシステムの整備を継続的に行う。
- (3) 業務管理システム導入の調査・研究を進める。
- (4) 各種委託している業者との契約について適宜見直す。
- (5) 諸事項への対応を行う。

2. 財務関連事項

- (1) 予算・決算の適正管理を行う。

[研修・相談委員会]

1. 入会前研修に関する事

- (1) 研修実施体制について検討を行う。
- (2) 適宜、テキストの改訂、DVDの改訂等を行う。
- (3) 研修カリキュラムの検討を行う。

2. 更新研修に関する事

- (1) 研修実施体制について検討を行う。
- (2) 適宜、テキストの改訂、DVDの改訂等を行う。

- (3) 研修カリキュラムの検討を行う。
- 3. 特別研修に関すること
 - (1) 研修の実施方法、研修テーマの検討を行う。
 - (2) 会場地支部との打ち合わせ及び実施体制の準備を行う。
- 4. 支部主催研修に関すること
 - (1) 研修カリキュラム等についての相談に対応する。
 - (2) 支部主催研修への支援を行う。
- 5. 相談窓口に関すること
 - (1) 相談窓口の設置を支部に委託し運営を行う。
 - (2) 今後の相談体制について検討を行う。

[広報委員会]

- 1. 委員会の開催
 - 年5回開催予定
- 2. コスモス通信の発行
 - 年3回発行予定。配布対象及び内容に関し検討する。
- 3. ホームページの管理
 - 更新頻度を高め、会員への情報発信、非会員行政書士及び一般市民に対しては活動の実態を公開することを目的とする。
- 4. パンフレットの改訂
 - パンフレットを必要に応じて改訂し、支部毎の住所・名称を印刷して各支部に配布する。
- 5. ポスターの増刷
 - 支部毎の住所・名称を印刷の上、増刷して各支部に配布する。
- 6. 広報月間の開催
 - 広報月間を平成30年4月に行うこととし、各支部に以下のお願いをする。
 - (1) 公開講座
 - (2) 相談会
 - (3) その他の広報活動（寸劇・パネルディスカッション等）
- 7. 成年後見制度利用促進基本計画に関するコスモスとしての広報活動の研究

[業務管理委員会]

- 1. 業務管理
- 2. 任意後見契約の事前承認確認作業
- 3. 不備のある報告案件、未提出案件への対応

[綱紀委員会]

- 1. 綱紀事案が発生した場合、委員会を開催する。

[任意後見調査委員会]

- 1. 任意後見契約の委任者等の意思能力の調査が発生した場合、委員会を開催する。